## 議事

**座長** それでは時間前ですが,皆さんおそろいのようですので,第2回「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」を始めます。

本日も,冒頭のみ報道関係者に公開させていただいておりますので,撮影の時間を少々 設けさせていただきます。

それでは報道関係の方、そろそろよろしいでしょうか。

では,報道関係の方はここで退出をお願いします。

まずは,事務局から本日の資料確認をお願いします。

**参事官** 参事官の藤田です。事務局から,お手元の資料を確認させていただきます。前回同様,お手元のタブレットに,今回の議論に関係するデータはアップしてあります。

まず,資料目録に基づく資料の確認です。資料1は「考えられる論点項目(座長試案)」であり,これは前回の第1回会議に柏木座長からお配りいただいたものと同じです。資料2は、柏木座長の整理により作成した「日本法令等の情報発信に関する全体イメージ(検討一案)」であり、カラーの1枚ペーパーです。資料3は、柏木座長に作成していただいた「意見交換で取り上げる項目(案)」であり、座長から後ほど御説明がある1枚ペーパーです。そして、資料4として、ゲストスピーカーである杉本先生のご講演資料となります。次に、参考資料として、 杉本先生が法律雑誌に掲載されたご論考、 事務局で、先日の第1回会議で委員の先生方から指摘された主な事項をまとめたものと、それに加え、 として、このビジョン会議に宛てて、日本弁護士連合会から意見書が出ておりますので、議論の参考に配布させていただいております。

また,委員の先生方の議論の参考になるよう,柏木座長とも相談して,非公開資料とする前提で「机上配布参考資料」を用意しております。

これは後ほどの意見交換の際に適宜用いるものですので,その際に御説明いたします。 資料の説明は,以上です。

座長 ありがとうございました。

それでは,議題に入ります。

本日の議題は3つございます。1つ目が「日本法の信頼性向上に向けたアプローチについて」,2つ目が「日本法制度の魅力ある国際発信の在り方について」,3つ目が,前回に引き続きまして,「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて」でございます。

議題3では,前回会議で主に,資料1「考えられる論点項目(座長試案)」のうち,法令翻訳プロジェクトに関するものを中心に御議論いただきましたが,本日は,これに加えまして,論点項目「1.日本の法令・法制度の認知・信頼性・透明性」と論点項目「5.日本法の国際発信に向けて取り組むべき課題等」も取り上げ,幅広く,様々な観点から御議論いただきたいと考えております。

また,前回会議では,この会議の議論範囲が問題となったことから,私のほうで事務局と相談しまして,お手元の資料2「日本法令等の情報発信に関する全体イメージ(検

討一案)」と書いたペーパーのとおり整理してみましたので,御参考までに御覧ください。 この会議で取り上げる議論の対象としましては,左下,黄色いところですね,「法務省 による外国語での翻訳情報の発信」を念頭に置くこととしまして,日本語あるいは外国 語での行政サービスや窓口相談,民間サービスとは区別して考えたいと思います。

もちろん,他の官民のサービスと連携していくことも必要と思いますけれども,法務省としては,国際化に対応した全ての広報サービスに取り組んでいくことは現実的ではありません。したがって,既に法務省で取り組んでいる「法令条文の翻訳提供サービス」をベースとしつつ,それに関連する情報の翻訳サービスとして,どこまでの範囲に取り組んでいくべきか,また,その優先順位をどう考えるべきか,を中心に御議論いただければありがたいと思います。

その観点から,お手元の資料2のポンチ絵の黄色いところの白丸(○)では,法律の概要情報,法体系情報,判例概要情報を一例として挙げています。

これらの翻訳すべき内容とともに,翻訳した情報をどのように発信していくか,また,他の行政機関や民間の取組とどのように連携していくか,などについても意見交換,議論ができればと考えております。

このように整理して進めたいと思いますが,何か御意見,御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは,議事を進めます。本日も,それぞれの議題について,ゲストスピーカーを お呼びしております。

また,第1回に引き続き,法務省に置かれた「日本法令外国語訳推進会議」の座長である阿部博友教授にも,プロジェクトを進めているお立場から,議論に加わっていただきます。

では,本日は,まずは,「日本法の信頼性向上に向けたアプローチについて」,日本 法の国際的な評価にお詳しいゲストスピーカーとして,日本大学の杉本純子准教授にお 越しをいただきました。

杉本先生から , 1 5 分程度で , お話をいただきたいと思います。では , よろしくお願いいたします。

**ゲストスピーカー** 日本大学法学部の杉本純子と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着席して報告させていただきます。

本日は,「司法の国際発信に残された課題と展望」というタイトルで,日本の司法制度が世界でどのような評価を受けているかを基準にしながら,日本法の司法の国際発信に残された課題とは何かについて,簡単にお話しさせていただきたいと思います。

始めに,ごく簡単に,私の自己紹介をさせていただきます。私は日本大学法学部准教授で,本来の専攻は民事手続法,中でも倒産法を専攻に研究をしております。ただ,2014年から約2年間,在外研究でアメリカに滞在していた際に,アメリカから見た日本の司法制度はそれほど正しく理解されていないと感じました。そのことをきっかけに,日本の司法の国際発信とその評価に関心を持つようになり研究を始め,本日の報告の機会を頂戴しました。

それでは報告させていただきます。

最初に、法令外国語訳推進事業の目的を、改めて確認させていただきたいと思いま

す。委員の皆様は御承知のとおり、法令外国語訳推進事業は、「グローバル化する世界で、日本の法令が容易かつ正確に理解されること」を目的とし、更に具体的な目的として、「日本の国際取引の円滑化」、「対日投資の促進」、「開発途上国に対する法整備支援の推進」、「日本に対する国際理解の増進」、「在日外国人の生活上の利便向上」などを実現することを目的として、10年前から始められた事業です。

事業開始から10年が経過したことを受け,今日の配布資料の参考資料1に配布していただきましたけれども,昨年,「法律のひろば」で10周年を記念した特集号が出版されました。その際に,私も「司法の国際発信に向けて残された課題と展望」というタイトルで論文を書かせていただいたのですが,そこでは,法令外国語訳推進事業が掲げた最初の目的が,10年を経てきちんと実現していると評価できるのか,という視点から検討をしております。そして,今日の報告においても,この視点を目的として据えたいと思います。

中でも特に,この会議の目的でございます の「日本に対する国際理解の増進」が, きちんと実現されていると評価できるのか,という点に重きを置きながら,報告を進めていきたいと思います。

15分から20分程度という時間の制約がございますので,詳細については,参考 資料の拙稿を読んでいただければと思います。

国際的に日本の司法はどのように評価されているのかを計るための指標とて,本日の報告では,世界銀行が毎年発表しております,世界約190の国と地域を対象とした事業活動の規制に係るランキング「Doing business」における日本の評価を参考にしながら,世界から見て日本のビジネス環境が,現状どのように評価されているのかを見ていきたいと思います。

ですので,本日の報告では,特にビジネス活動に関する日本の司法や制度的な環境について,世界で日本がどのように評価されているのかに重きを置いて,報告をしてまいりたいと思います。

この「Doing business ランキング」は、ビジネス環境に関する、10の分野における評価を各々順位付けしたものになっています。「Doing business ランキング」は、世界各国で自国の司法の状況を確認する1つの指標として捉えられており、このランキングを参考に自国の法改正を行う国も多くあります。そして日本も、2013年日本再興戦略以降、2020年までに、「Doing business ランキング」で OECD 加盟国の中で3位以内を目指すことを目標としています。しかし、実際のところどうかといいますと、日本の順位は3位以内どころか、年々と低下しているというのが現状でございます。日本の総合評価の世界順位の推移を御覧いただきますとわかりますように、2010年が15位でしたが、最新の2019年のランキングでは、15位から39位まで全体的な順位を下げております。

そして,OECD 加盟国の中での総合順位で見てみますと,2020年までに3位以内を目指すと掲げながら,実際にはどんどんと下がってしまっているというところが現状でございます。2019年の最新のランキングでいいますと,日本は25位になっていますので,3位以内を目指すという目標が,どんどんと遠ざかってしまっているというのが現状であります。

この「Doing business ランキング」というのは,先ほども述べましたとおり,ビジネス活動に関する 10の分野を設定し,それぞれの評価を下しているというランキングになりますけれども,10のそれぞれの分野のランキングも全て公表されております。 2018年版の「Doing business ランキング」,そして最新の 2019年版のランキングを出しております。世界順位と,そして OECD 加盟国の中での順位というところで,全ての項目についての日本の順位をこちらに出しておりますので,御参照ください。

この10の分野には評価に際して様々な指標が設定されており,それらの指標にもいくつか項目を設けて,それぞれその項目を満たしているかどうかが点数で評価されます。その中でも,黄色くしている資金調達環境,少数投資家保護,契約執行状況,そして倒産処理の4つの分野に関しては,それぞれの指標が,法律や法制度の内容を基準にしながら中心的に評価がなされます。ですので,今回の目的であります日本の司法制度が世界から正しく理解されているかという点を検討するには,この10の分野のうち,特にこの4つの分野の評価や,評価内容を分析することにより,日本の現在のビジネス環境を基礎付けている法や制度の内容が,世界に正確に理解されているのかがわかるのではないかと思い,本日はこの4つの分野について特に詳細に分析をしてみたいと思います。

まず始めに,資金調達環境です。資金調達環境の分野では,最高で12ポイントの 点数が付きますが、その中で日本は現在5ポイントしか取得できていません。どのポ イントが取得できているかというところは,表に掲載しております。特に黄色くして いるところは0ポイントで,全く評価がされていない,ないものとして扱われている 項目でございます。これまでの資金調達環境の順位の推移は,表のとおりでございま すが,2019年版はこれまでの日本の最低順位で,85位まで下がってしまってい るのが現状であります。ただ,順位としては85位まで下がってしまってはいるので すけれども,では,先ほど紹介した黄色くなっている0ポイントと評価されていると ころは,全く現在の日本の法制度には存在していないのでしょうか。資金調達環境の 評価は,法的権利の強さ,そして信用情報へのアクセスの容易性という点が特に評価 の指標とされています。その中でも法的権利の強さは、きちんと資金調達に関する法 制度が整備されているのかというところで評価されています。つまり,資金調達する ためには担保が必要となり、資金調達を促す担保制度が日本法にはきちんと整備され ているのかというところが評価の対象となっているということです。担保を付与でき なければ資金調達は困難になり,資金調達ができないのであれば,ビジネスを始める 環境として整備されているとはいえないというふうに評価されるわけであります。

日本は,先ほど黄色くしたところではポイントが得られなかったわけですけれども,本当は,このゼロと評価されてしまった部分は,法制度としてすでに完備されているというのが日本の現状です。では,ポイントを得られなかった理由は何かと考えますと,なかなか見えにくいところで法制度が完備されている,すなわち,民法等の条文には規定されていないけれども,蓄積された判例法理の形成によって,すでに法制度として確立されている場合があり,見えにくいところで法制度が完備されているので,それらが国際発信されていなければ,国際的に評価される際には,日本の法律に条文

がないので法制度はないというふうに評価されてしまっています。実は,法制度としては判例法理として確立されているにもかかわらず,全くポイントが得られていないわけです。民法等の法律には規定されていなくとも,判例法理などで確立をされている法制度,法律で規定されているにも関わらず,きちんと内容が理解されていない法制度というものが実際に見受けられるために,このように日本が低評価に終わってしまっていると指摘できるでしょう。

一つの例として、全くポイントが得られなかった項目に、非典型担保制度があるかどうかがありますが、日本では、非典型担保は確かに条文には規定されていませんが、判例法理としては、昭和8年から譲渡担保という制度がすでに形成されてきております。道垣内弘人先生によりますと、「条文のない、しかしそれについて一連の判例群が存在している1つの担保手段」だと評価されるほどに、条文ではないけれども日本の法制度の中ではきちんと確立されている担保として存在しております。実際にこの譲渡担保制度を用いて、資産担保融資が行われております。債務者が有している動産や債権、売掛債権などを担保として資金調達をする方法、ABL というふうに一般に言われますが、経済産業省によってガイドラインも制定されておりますし、農林水産省では農業金融として積極的に利用が推進されているところでもございます。このように、日本には、非典型担保制度は判例によって形成されてきた法制度として確立しているけれども、条文としてわかりやすい形で規定されていないので、判例法理が国際的に発信されていない以上、なかなか国際的には評価がされていないというところが、司法の国際発信に関する日本の課題として1つ挙げられると思います。

次に、少数投資家保護の分野ですが、ここも順位としましては、2019年版の順位は64位で高いとはいえない順位にあります。低く評価されてしまっている理由としまして、「株主によるガバナンス」や「所有と支配」、「企業の透明性」に関する項目が比較的低いという点が挙げられるのですが、実はこの点に関しましても、すでに会社法の中で条文として明確に規定されていながら、正しくそれが理解されていないために評価されていないということが指摘できます。全てこの項目の対象になっているものは、実は会社法の中に条文として存在しております。先ほどの資金調達環境の分野は、判例法理として目に見えないところにあるので、なかなか伝わりづらかったというところでありましたが、今度は条文として存在していながら、それが正しく理解されていないというところで、国際的に評価が低くなってしまっているということも指摘できるわけです。

そして次に,3つ目の分野としまして,契約執行状況がございますが,この分野もまた日本は51位となっております。中でも「事件管理」,そして,「裁判の電子化」の部分が最低評価の1ポイントに終わってしまっております。この理由はすでに以前からも指摘されているとおりでありますが,まず,1つは,日本では裁判手続のIT化が遅れてしまっていて,現在も従来どおり紙の書面を用いた裁判手続になっているので,国際紛争での紛争解決地として敬遠されているということが指摘できます。さらに,裁判手続の構成に関しましても,例えば,評価項目の中の商事事件専門部があるかどうかということに関して,日本では全くないという評価を受けておりますが,実際には東京地裁や大阪地裁には商事専門部があり,知的財産部,倒産部といった専

門部も存在しています。ですが,裁判所の構成に関して,日本には商事事件に関する 専門部はないと評価をされており,裁判所の組織構成についても国際的には十分に理 解されていないといえます。

日本の司法はこのように国際的には低評価に終わってしまっている部分が多いのですが,ただ,ずっと世界1位か2位で高く評価されているのが「倒産処理」の分野であります。倒産処理の手続に関しては,日本は国際的に非常に高い評価を受けております。唯一,ポイントが取得できなかった部分でいいますと,債権者が倒産手続に参加できるかという部分がございますが,この点に関しましては,例えばアメリカでは,倒産処理手続が始まりますと,債権者の代表が債権者委員会という機関を作り,債権者委員会が債務者の手続進行を監督しながら共に手続を進めていくという構造になっておりますが,日本の倒産処理手続には,利害関係人の裁判所に対する信頼や裁判所が選任する管財人や監督委員等の機関に対する信頼によって,手続の適正性や透明性が担保されているという特徴があります。これは,実際に私が在外研究でアメリカで調査を行っていた際にも,日本の裁判所に対する信頼の高さは諸外国にはあまり見られない特徴だなと感じた点なのですが,このような日本の国民性,あるいは裁判所に対する信頼,手続構造の違いというものが,より積極的に国際発信しないとなかなか伝わらないというところがあるように思われます。そして,その点が,債権者の手続参加の点であまり評価が得られなかった理由なのではないかと分析いたします。

非常に雑ぱくではございますけれども,この4つの分野における Doing business の日本の評価の分析からまとめますと,日本の司法に関する国際発信の課題として,次の4点が挙げられるのではないかと考えております。すなわち,条文には規定されていない判例法理などで確立している法制度が国際的に知られていない,発信できていないという点,次に,条文上の法制度あるいは裁判所の構造が明確に確立しているにもかかわらず,国際的には正確に理解されていないという点,そして,裁判手続のIT化が遅れてしまっていることによって,国際的な紛争解決地として敬遠されてしまっているという点,そして最後に,諸外国との手続構造の違い,あるいは裁判所あるいは実務家の中での実務,プラクティスなどが国際的に発信ができていないので,実務として定着している部分についての理解が十分になされていないという点であります。

このような点が、日本の司法が法制度としては非常に明確に成立しているにもかかわらず、それが国際的に評価されていないというところにつながっている理由なのではないかと考えています。これは実際に実務家の方々も感じておられるところで、ちょうど昨日の日経新聞の朝刊に「法争力を問う」という記事が出ましたが、この中でも「海外案件で仲裁や調停の準拠法を日本法にすることはほとんどない。それは海外企業がなかなか日本語や日本の法律が分からないからだ。」と指摘される実務家の方がいらっしゃいますし、日弁連会長は「日本の司法の利便性に対する国際的な低評価を真摯に受け止めなければならない。」と指摘され、「日本の司法が『閉ざされている』と思われると、産業界の競争力にも響くのではないか。」と警鐘を鳴らしておられるところでございます。

このように,実務家の方も実際に感じておられるところでありますが,日本の法制

度は明確に成立しているにもかかわらず、様々な理由によって、国際的にきちんと発信できていないということが「Doing business ランキング」として数字にも現れていると指摘できるでしょう。

それでは、日本の司法が適切な国際評価を受けるためには、どのような対策をとればよいのかというところでございます。これは個人的な見解でありますけれども、大きく2つの部分に分けたいと思います。適切な国際評価を得られるために、1つは日本の法制度等の国際発信を更に充実させるという部分です。日本の法律や判例法理を含めて、更にそれを国際的な発信として充実させるということは1つ重要であると思われます。その際には条文の英語表現の正確性、条文の意味を英語できちんと明確に伝えるというのはなかなか難しいところでございますけれども、より正確な表現というものが必要になろうかと思います。更には重要判例や判例法理などがあまり国際的に発信できていないというところがありますので、その国際発信に向けた方策を検討する必要があろうかと思います。では具体的には、どのようにこれらを充実させていけばよいのかというところでございますが、3つ挙げたいと思います。

1つめは,新法や改正法を迅速に翻訳し,それをアップデートするということ,2つめに,まずは英語で,重要判例等の概要で良いので,判例を紹介するということ,そして,3つめに,各法分野の法体系を英語で簡単に紹介をするということを御提案させていただきたいと思います。

さらに,この御提案した3点について,では,どの分野からどこまでの範囲を,どのタイミングで具体的に実践していけばよいのかというところであります。

まず1つめ,迅速な新法・改正法の翻訳というところでありますけれども,これは 実際に,国際分野で活躍されておられる弁護士の方々からもニーズとしてお聞きして いるところであります。具体的には、少なくとも新法や改正法が施行される前に、そ れらを翻訳して発信してほしいということを実際にお声としていただいております。 では,どの分野からそれをアップデートしていけばよいのかというところですが,そ れはやはり,今回の報告の趣旨を日本のビジネス環境をより充実させるためにどのよ うなことをすればよいのかという目的に重きを置いて考えるとすれば,やはり迅速性 が要求されるという意味では,ビジネスに関連する分野に関する法分野から国際発信 をしていくべきではないかと考えます。ビジネス関連分野というのは具体的に何かと 言いますと,民事系,商事系の民商事法,金融法,知的財産法,労働法,そして倒産 法などがビジネス関連分野に入ると思います。そして、それをどこまで迅速に発信す るのかということですが,法改正の経緯やその改正内容,そして旧法とどこが違うの かというところに絞って、その概要を素早く発信するということが必要ではないかと 考えます。どのタイミングで発信するのかということに関しては,少なくとも新法や 改正法が施行される前までには国際発信をし,事前にそれを告知するということが必 要ではないかと考えます。

次に、判例の翻訳に関してですが、どの分野から翻訳するべきかに関しては、先ほどと同じようにビジネス関連分野から翻訳して発信すべきであると思います。そしてどの時期の判例から翻訳していくべきか、これはすなわち、新しい判例から紹介をしていくのか重要判例から発信していくのか、という問題です。この点は、確かに最新

判例の紹介も大変重要ですが,先ほどの譲渡担保制度の例で見ましたように,昭和8年から実は判例法理として確立されているものが未だ国際的には知られていないというところを受けますと,条文には規定されていないけれども判例法理としてすでに確立をしているような重要判例から,国際的に紹介していくべきではないかと考えます。

そして最後に、各法分野の法体系の紹介でありますけれども、これもまたビジネスに関連する分野から、そして各法令へのアクセスの足掛かりになるような簡潔な法体系を英語で紹介してはどうかと考えます。この内容についてはこの法律を調べればよいというようなことが、簡単に分かるようなものを英語で紹介できればよいのではないかと考えております。

さらには、司法の国際発信の更なる充実ということに関しては、より早く裁判手続の IT 化を実現するべきであるという点であります。海外企業の紛争解決地として日本が選択されるようになるには、当事者が利用しやすい裁判手続を構築するべきだと考えます。もっとも、御承知のとおり、すでに裁判手続の IT 化実現に向けて、日本は昨年からすでに動き出しているところではあります。 民事裁判手続、特に民事訴訟手続の IT 化から着手することが方針として決まっており、現在「民事裁判手続等 IT 化研究会」にて議論が進められております。 IT 化については、民事訴訟手続以外の手続きについても早期実現が必要であり、たとえば私が専門としております倒産手続に関しましても、特に大規模倒産事件や、マウントゴックスの民事再生事件のように海外に居住する債権者が多く、現在の紙の書面を郵送でやり取りするような方法では対応が難しい場合には、オンラインでの債権届出を可能にするなど、電磁的な方法を用いて倒産手続を迅速に進行できるように対応する必要があります。

そして最後に、国際発信のために法制度の更なる充実化を図ったとしても、これを 実際に国際的に情報発信していかなければ結局は国際的に知ってもらえないというと ころでありますので、これらをどのようにPRしていくのかというところが最終的に 重要になってこようかと思います。法制度、さらに法制度に限らず、裁判所や実務家 の方の中で定着している実務、プラクティスに関しても、国際的な発信が必要ではな いかと考えます。この法律や判例には示されていないプラクティスは、日本独自の手 続構造や当事者間の関係性にも影響を与えるところでありますので、この点もまた、 国際発信のための必要なPR方法を考えていくべきではないかと思います。

では、実際にどのように発信し、そしてPRをしていくことができるでしょうか。まず1つは、私も含めて研究者等が、国際的に日本の法制度を発信する機会をより積極的に持つことが必要であろうと思います。海外で開催される国際学会に参加をしますと、日本から参加している研究者や実務家が少ないなといつも感じます。この点、たとえば「Doing business ランキング」で非常に評価の高い韓国と比較してみると、私が参加したことがある国際学会では、韓国の方がスピーカーや報告者として参加していることが多く、自国の司法制度について積極的に発信している印象があります。研究者も含めて、国際学会でもっと日本の法制度を積極的に紹介していかなければいけないと、これは自分自身に対しても常に思っているところであります。これは学会だけに止まらず、日本の法制度に関する論文もより積極的に海外ジャーナル等に掲載していく必要があるだろうと思います。さらには、もし可能であれば、こういった国

際学会等に、裁判官の方も積極的に参加して頂ければなと感じています。日本の裁判 所からも事例報告や実務の紹介などを国際的に発信していく機会があれば、裁判所の 構造やプラクティスの国際発信につながっていくのではないかと思います。

そして,先ほど各法分野の法体系を英語で紹介をすることを提案させて頂きましたが,この点は,各分野の研究者と連携を図りながら,それぞれの研究者が簡単な法体系を執筆して,それを翻訳していくことでスピーディーな国際発信につながっていくのではないかと考えているところです。

最後に、法令翻訳との関係で言いますと、法律の翻訳というのは、条文の意味を正しく伝えるという点でなかなか難しいところがあると思いますので、法律翻訳の専門家を育成するということも考えられるのではないかと思います。条文をより正確な表現で、正確な内容で翻訳し、国際発信できるような法律翻訳家の教育制度・育成制度というものがあれば、司法の国際発信のより良いPRにつながっていくのではないかと感じているところでございます。

非常に雑ぱくではございますが,本日は,私自身が在外研究でアメリカに滞在していた際に,あるいは国際学会に参加をしたり,海外の実務家や裁判官の方々とお話をする際にお聞きする日本の司法の評価や印象などを参考にしながら,ごく個人的な見解ではございますが,報告をさせていただきました。

御静聴ありがとうございました。

**座長** どうもありがとうございました。かなりショッキングな内容でありますが、御質問や御感想があれば、委員の皆様から自由にお聞かせいただきたいと思います。

どなたからでも結構です。はい、どうぞ。

委員 杉本先生,どうもありがとうございました。大変勉強になりました。先生が今おっしゃられたこと,極めて現実を前にですね,真っ当な御指摘だったと思います。ただ,我々,実業にいるものとしてはですね,常に違うような発想も持ってしまうので,その意味での質問ということなのですが,この Doing business の点数付けというのはどういうプロセスで行われているのか。まさか世銀の担当者がネットを駆使して,世界各国の制度を調べて採点するというわけでは当然なくて,なにかプロセスがあるだろうなと。実は私, OECD の方に勤務した経験もありますし,今でも OECD のいろいろな委員会に出ているのですが,そこのプロセスもですね,ある意味では,結構,一言で言うとアドホック的なところがありまして,そこの会議に出ていた日本の人が反応しないと(日本には)制度がないと,こういうレポートが出ていることもあって,私,唖然としたことがあるのです。そういうことではないと思うので,それは忘れていただいて結構なですけれども,この Doing business の採点のプロセスを,ちょっと教えていただければと思います。

ゲストスピーカー はい, Doing business の評価プロセスに関しては,確かに評価する者が全員一堂に会して調査しながら評価していくというわけではないと認識しております。確かに,「Doing business ランキング」の評価基準が,その分野を評価する基準として正しいものなのか適切なものなのかに関しては,以前から指摘のあるところでございまして,実際に日本でも,本日御紹介させて頂きましたように,実際には法制度として確立しているのに適切に評価されていない部分があるということも,以前から指摘さ

れております。ですので,「Doing business ランキング」の評価が国際評価として全て正しいというわけではないということは認識はしているところであります。しかし実際に,毎年発表されるこのランキングを受けて,数多くの国が自国の評価を分析し,高い評価を得られるように各国の法制度を改正するということが頻繁に行われており,「Doing business ランキング」の評価は,これが絶対的な評価ではありませんけれども,自国の法制度を改正したり,あるいはその内容を充実させたりするための,各国にとっての一つの指標として位置付けられております。詳しい評価プロセスについては,勉強不足でありましたので,さらに詳細を調べたいと思います。

座長 はい,どうぞ。

**委員** 委員はOECD におられたということなので御存知だと思いますが , いい加減だとは 言いません。たかがランキングなんですけど、されどランキングでありまして、恣意的 だとも言いません。恣意的ではないですが,所詮は人間のやることなんです。そして, 国際的な理解というものと,Doing business を例に御説明されたのは,すごくポイント としては正しいんですが,実は微妙に違うんですよ。この問題は2つあって,1つはこ のランキングに関係する日本政府の機関は一体何をやっていたのか。これだけ10年も 前からずっとランキングが下がっている,毎年ランキングが下がっている。日本はラン キングの関係者に対して何の説明をしてきたんだ,今まで。杉本先生がおっしゃったよ うなことが本当に正しいのであれば,直ちに説明すればいいんですよ。国際機関は御承 知かもしれませんけど,でかい組織でありますし,やたら紙を作るところです。ただ, 読んでいるだけで気が狂いそうになるくらい多いんで,おそらく関係省庁の局で担当し て一応窓口をやっているのでしょうけれども,実はそこまで手が回っていない,担当の 関係省庁もばらばらかもしれませんから,おそらく正しい対応ができていない。調査対 象は1個1個項目があるわけで,おそらく,韓国はまじめに全部一つ一つ直してきたの だと思うんですよね。日本はそれをやっていない,なぜか。それは,発信力がないから ではなくて、そういう問題ではなくてですね、おそらくいくつか要因があります。私も 法学部の出身の端くれですから,ちょっと恐ろしいことを言いますけど,日本の司法制 度というのはいずれにせよ,恐ろしく自己完結的なんですよ。いい意味でも,悪い意味 でも。明治以降,新しい体制の下で発展はしてきて,ガラパゴスとは言いませんが,独 自の制度を発展させてきたんです。そして,韓国のように,というと韓国の人に失礼で すけど,ある程度,ビジネス法で言えば,小さなマーケットであればですね,独自の発 展をしようがないんで,外国に合わせるしかないわけですよ。これ,他の法律以外の状 況も全部そうです。これに対し日本は、そうでなくて、ある程度の、一億人以上のマー ケット,制度なんで,そこに優秀な国民がいて,みんな法律を勉強しているような制度 なんです。独自に発展していくのは当たり前なんです。しかし,その日本では当たり前 の状況が,国際的には必ずしもドミナント(優勢)ではないんですよ。ですから,ラン キングを考える前に ,ランキングの前提としての普遍的基準なんてないんだから ,常に , その何語で判断するのか、おそらく、英語が1番強くて、ドミナントな英米法制度を前 提に,そこで比較をするわけですよね。そうすると,もし日本の世界でのランキングを 上げるということになる前には、発信力の問題ももちろんあるけれども、それよりもな によりも、まずは説明そのものが不十分であること。

第2に実は日本の特殊性に関する説明が十分できてない、できない。それは、技術的な問題ではなくて。欧米とは違うから、違うからこそしっかりとは説明ができない。もしくは全く違う説明にならざるを得ないわけです。そうなると、最終的にはですね、日本が国際的にドミナントな制度に合わせるか、つまり、日本の法制度そのものを変えるか、もしくは、日本のシステム自体をドミナントにするしかないんです。それくらい大きな話の一環について今お話されているわけでして、今申し上げたことをやらないで、ただ単に発信力、翻訳、一部の判例をちゃんと説明しなくちゃいけない、などという議論は、もちろんおっしゃること、全部おっしゃるとおりなんですけど、そんなものは在外にいる日本政府の代表がちゃんとやれって話なんです。これをやれば必ずランキングは上がりますから。本来であれば今までこれをやってきたはずなんです。やってきたにもかかわらず、ランキングが下がっているということはですね、実はもっと大きな根本的な問題があって、技術的な説明だけでは不十分な部分があるからなのかもしれません。そうでないと説明がつかない。これが私の報告に対する率直な印象です。

**座長** ありがとうございました。はい,委員どうぞ。

**委員** このランキングは世銀ランキングなので。

委員 あ,そうか。

**委員** 世銀も似たような国際機関だという前提だと思いますが,今,委員がおっしゃったことは,私もほぼ同じような感覚は持っています。ちょっと韓国のことだけ,我々の経験からすると,決して制度がドミナントというよりは,結構ユニークな制度にもなっています。でも,点が高いというのは,やっぱり,コミュニケーションが非常によく取れている,国際機関との担当者との。ということではないかと推察いたします。以上です。

座長 議長があんまりしゃべっちゃいけないんですけれども、倒産処理だけが1位なんですよね。これだけが、みんなの理解が得られているというのは、ちょっと解せない。唯一思い当たるのは、去年、数か月前に亡くなった高木新二郎先生が international insolvency institute で大活躍された、あそこから二度くらい賞をいただいている。それから、これも高木先生が、東アジア倒産再建シンポジウムを毎年開催するようになっています。高木先生は、非常に国際的に活躍していた方です。あの方の発信が効いてるのかなと思うのです。というのは、私は、倒産処理に関して日本が世界一ととても思えない。アメリカが世界一というのは昔から学問の世界ではこれ当然なんです。イギリスもヨーロッパも日本も、みなアメリカの真似をしてきました。倒産制度に関する日本の評価については、他と逆に大きな良い誤解があります。大きな良い誤解を生ぜしめたのは、たぶん高木先生の大活躍のお陰かなと思うのです。もし1人の活躍だけでこんなに点数が上がるのだったらば、ほかの分野だって、学者や弁護士がどんどん外国へ行って、学会などで日本の法制度を紹介したらいい。そうすれば日本の法制度のランキングは、もっと上がるんじゃないかという気がしました。日本の倒産法制の評判ははなんでこんなに高いんですかね。

**ゲストスピーカー** そうですね,一つの理由としては,日本の倒産手続は,手続開始から終結までにかかる時間が他国として比較して短いという点が,高評価を得ている理由の一つでもあると思います。また,座長のおっしゃるとおり,高木新二郎先生の御尽力

は大変大きいと思います。私も International Insolvency Institute の会議には毎年参加しておりますが,先日,ニューヨークで開催された会議では,高木先生の追悼の時間が設けられましたし,日本,韓国と中国の三か国の倒産法制・実務に関する東アジア倒産再建シンポジウムを創設されたのも高木先生でいらっしゃいます。倒産の分野では,高木新二郎先生のお名前は,国際的にも知らない方はほとんどいらっしゃらないというほどではないかと思います。いつもどんなときでも学会に参加されておられたということは,日本の倒産処理制度を発信する,日本の司法を国際発信するという意味において,大きな原動力になられていた方だろうと,私も思っております。

**座長** ありがとうございます。ほかに御意見は。委員,どうぞ。

**委員** 杉本先生,大変シャープなプレゼンありがとうございました。それを受けて,実は他の委員に質問したいのですが,こういうランキングとですね,実際のビジネスとがシンクロしているのかどうかということについて,ぜひ教えていただきたいと。企業のいわゆるディールを見てみますと,多少手続が煩雑でも,その先の利潤追求で相応の得るものがあれば,それはやっぱり企業ですから乗り越えていくわけですよね。しかも国際的な投資になれば,現地国に必ずカウンターパートがいて,法律家同士で,する側とされる側とですね,きちんとコミュニケーションをとっていきますから,その国のシステムを知っている,その国のネイティブである必要はありませんけれども,その国の担当者というのがいれば,相当複雑な法体系があったとしても,十分な利潤が期待できるなら入ってくるという気がするのです。むしろ法人税とか非関税障壁とかそちらの方が問題ではないかという感じもするのですが,現場から見ると,こういうランキングがどのくらい実際のビジネスに影を落としているのでしょうか。

**委員** ありがとうございます。まず,個別具体的な投資の決定のときは,決め手というのは当然,エコノミーです。ですから,そこのマーケットがどうか,コスト構造がどうなのかというところで決まりますので,今,委員がおっしゃったように,決めた後,その国の問題をどうやって乗り越えていくかというのが次の課題になります。ただ,全く同じ条件だったらどっちがいいかという議論をすれば,やっぱり,環境がいい方がいいというのもありますし,もう1つはですね,ネガティブなインパクトというのは,やっぱり影響はあると思います。この国に行くのは嫌だなというふうに思って仕事をしているのと,そうでないのとではちょっと違うということでですね,影響がないということでは全くないとは思います。ただ,個別の投資決定のときは,それ以前で,当然どんなときにもその国に行かなければいけないと,こういうことで行きます。ただ,個別具体的な話になる前のビジネスマンとしての一般的なですね,感覚というのは,こういうランキングによっても左右されるところがあると思います。じゃあこの3位の国に今行きたいかというと,そこはちょっとまた違う問題があるかと思います。以上です。

**座長** ありがとうございます。委員どうぞ。

**委員** ありがとうございます。杉本先生,ありがとうございました。非常に衝撃的ですが,同時に非常にクリアで分かりやすくて勉強になりました。

意見と感想と質問をさせていただきたいんですけども,意見としては,私もお話を伺って,これってそもそも日本の法律の体系自体を変えないと世界で評価されないんじゃないかという疑問を感じて,他の委員がおっしゃったとおりで,これ正に考えられる論

点項目(座長試案)の中の2の(5)の日本法令そのもののあり方として,という項目があるんですが,ここにしっかりと議論すべきこととして入れていただきたいというのが1つ。そもそも日本の法令どうするのっていう,ここで議論できることではないかもしれませんが,課題として挙げておいていただきたいなと思いました。

2つ目は感想にもなるんですけれども、世界経済フォーラムもシンクタンク機能を持っていて、いろんなランキングを作るわけですけれども、やっぱり、ランキングを作るときに、日本人がインナーに入っているか入ってないかでランキングが変わるわけですよね。たぶんこれも同じでですね、やはりこういったものに関して、インナーに日本人が入っているか、先ほどの高木先生の話とか、国際学会にどのくらい入っているかということは、やはり少なからず関係していると思います。もちろんパリの代表部とかの努力も必要なんですが、そもそもパリの代表部はインナーに入れていないんだろうという感じは私はすごくするんですけども、そういった意味で、インナーにどうやって入っていくかということで、いろんな法務省として後押しできることがあるんであれば、やっていかなければいけないんだろうなというふうに聞いておりました。

その上で、インナーに入ることも加えてですね、先生にぜひ1つ質問したいんですけれども、我々、考えられる論点項目の2の中で、言語に関して、英語以外はどうしようかということを今回、議論しなくてはいけないんですが、この段階で、英語以外もやっていった方がいいのか、例えばインナーって英語ネイティブの人ばかりではないので、逆にそういう英語以外の人たちを仲間に入れていくためにも、英語以外の言語というのは、積極的に翻訳して提供していくべきなのか、それとも、やっぱりまず英語だけでもっと幅を広げたほうがいいとお考えか、どちらでしょうか。

**ゲストスピーカー** 御質問ありがとうございます。個人的な見解でありますけれども,私がこれまで参加してきた国際学会や国際会議の経験では,英語圏以外の人も英語で話し,基本的にはすべて英語で報告されていますので,英語で発信できれば広く伝わると思います。ですので,まずは英語で迅速に発信していくことが,最初の取組みとしては重要なのではないかと思います。

**座長** ありがとうございました。衝撃的な内容だったので質問,御意見尽きませんけれども,時間の関係もありまして,次の議題に入らせていただきたいと思います。

次の議題は「日本法制度の魅力ある国際発信の在り方について」というテーマで,株式会社 KADOKAWA 様から,出版で培ったメディアの分野での情報発信等について,15分程度,御説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

ゲストスピーカー 株式会社 KADOKAWA と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、KADOKAWA の新しい試みということで、簡単に御紹介させていただきたいと思います。弊社のビジネス、取り扱うコンテンツはエンタメがメインなので、法律情報とはだいぶ分野は違うというところで、分かりにくいかもしれないですけれども、なるべく分かりやすくお話させていただきたいと思っています。

今回,法務省の方からお話をいただき,現状を伺いまして,問題意識が大きくは3つあると思いました。

1つは,英訳条文だけではなくて,関連する+ の情報も入手できないかということ。2つ目は,ユーザーへの一方的な情報提供だけではなく,ユーザーからの意見も取り

入れるべきではないかということ。

3つ目は,利用したユーザーが再訪したいサービス化が出来ないかということ。

法律の翻訳情報と,私たちが扱っております IP,知的財産というところで違いはあるんですけども,ITを使って広げていこうという点で共通していますので,KADOKAWAの試みについて簡単に御紹介させていただき,何か1つのアイデアとなればと思っております。

(以下,インターネットの持つ3つの特徴について説明がなされ,これらをいかに活かした顧客サービスが展開できるか,その取組みについて説明があった。

リアルタイムな双方向性。

テレビでも配信しながら電話でやりとりする番組はよくあるが,インターネットは,はるかにリアルタイムに双方向性がある。

大容量のデータの送受信。

かつては文書がデータ発信の主だったが,現在は映像,音声の配信が可能。 基本的にユーザーが生み出す情報すべてがネット上に保存されて,しかも,それらの相互活用が可能。

詳細な説明については,企業機密に関する事柄が含まれるため,逐語による記載を省略。) **座長** ありがとうございました。最後のまとめのところは,我々非常に参考になりました。耳の痛いものがありましたけれども,今後,こういう点も考慮に入れながら JLT を改良していかなければならないと思います。皆様から何か御意見,御質問などはありますか。はい,委員どうぞ。

**委員** 御報告ありがとうございます。外に出していく今のサービスで,ユーザーファーストにすると,著作権の問題とか,あるいはこの IP のキャラクターの特徴がすごくあると思うんですけど,それが違う使い方をされてしまって,イメージを破壊されるとか,そういう問題に対してはどう対処されているんですか。

**ゲストスピーカー** (回答部分について,企業機密に関する事柄が含まれるため,逐語による記載を省略。以下,回答部分については同じ。)

**委員** そうすると,法令が変わらない以上,もし,それを応用すると,それを使った何か事業をやることに対して,応用ができるかどうかということなのでしょうか。

**ゲストスピーカー** (回答部分については,同上。)

**座長** 他に御意見ございますか。はい,委員どうぞ。

**委員** ありがとうございました。私も今の観点,ちょっと気になっていたんですけれど,8 頁にある表と裏がありますが,この裏のところというのが,いったいどこに属しているのかが,私よく分からなくて,この法務省の今後やっていかなければいけないことも,表と裏が必要だなと私も考えていたんですね。法務省がやらなければいけないことは,とにかく法律をきちんと外国語にして,データベースとしてそろえると。で,あと,判例もそこにそろえると。そういったときに,それが更にどう解釈するべきなのかとか,どういうふうに使われたのかとか,そういうことは,外で法律家の方々が議論できる場があったらいいなというふうに思ったときに,その裏っていうのが,法務省に属するのか,私の感覚では,いや,そういうものは,法務省と切り離してあげないと,法務省がいろいろ国会で説明しろと言われたら困っちゃうので,切り離さなければいけないと思

うんだけれども,KADOKAWA さんの場合の切り離し感というのは,どのくらい切り離されているのかどうかという点を。

## **ゲストスピーカー** (回答部分については,同上。)

委員 ただいまのいろいろ示唆に富む話,ありがとうございました。最後の方の御指摘,御助言されている内容が,非常にもっともだなと思いました。特に,検索で解決しなかった場合のケアを,これは非常に重要だと思います。ちなみに,ちょっと今の話を聞いていて考えました。検索のキーワードというのは,普通は法律の正式名称を知らない,世の中で一般に言われているもので検索しようと思うんですね,例えば,海外の人が日本の独禁法,競争法なんだろうなと思ったときに,「competition law」って普通入れます。で,今入れてみたら出てこないんですね,日本の独禁法は。1番上には。これ,日本の独禁法って日本語にもなくて,あの「私的独占うんぬんかんぬん」って非常に長ったらしい名前で,独禁法って言っているだけなので,独禁法って入れても出ないでしょうし,あの,今ちょっとびっくりしたのは,「competition law」と入れても出てこない。検索としては,やっぱりまだまだ改善する余地があるなと。で,こういうのは,多分このケアの場があったらですね,「competition law」と入れても出てこない,とんでもないと多分苦情してもらえれば,問題は分かるんじゃないかと思いました。以上です。

座長 ありがとうございます。はい。

委員 ありがとうございました。すごくおもしろかったです。いかにしてサイトを押し売りではなくて,お客様というかユーザーに来ていただくかという観点ですよね。その戦略の変化というのは,我々はすごく参考になると思っていて,私が考えたのは,ユーザーがそれを見て,そして自分で加工して,そしてできれば自発的に物事を拡散していってくれるのが1番いいわけですよね。ところが,おそらく法律の専門家たちはですね,少し勉強したら,自分のノウハウは絶対拡散しないと思うんですね。私が弁護士だったら,絶対しませんから。そういう意味では,そこはあまり可能性がないと。だけど,もしそれがあり得るとしたらですね,やはり在日の外国人なんですよ,彼らがもしこうしたサイトを見に来て,そして世の中にはいろいろな噂話がいっぱいある中で,このオフィシャルな法務省のサイトの中で,例えば,日本での契約はどうしたらいいのか,こういうことは違法なのかとか,そういうことが分かるようになり,さらにそれが,他の外国人に口コミで広がっていくような形になると,利用者が爆発的にかどうか知らないけれど,増えるのかなと今,思いました。

その上で,おそらく今回考えているけど言わなかったことが1つあると思っていて, それはAIの利用だと思うんですね。AIの利用が,法務省のサイトにどのような影響を及 ぼしうるか教えてください。

## **ゲストスピーカー** (回答部分については,同上。)

**座長** はい,ありがとうございました。時間も押しておりますので,この辺で KADOKAWA 様の解説と応答はとりあえず打ち切りたいと思います。また,全体のディスカッションの場で,復活してくださっても結構です。

次の議題は,前回に引き続き,日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについての 自由な意見交換です。まず,1番の「翻訳情報として,日本法令の条文に加えて,優先 的に翻訳・発信していくべきコンテンツ」があればという問題であります。この点につ きましては,冒頭に説明しました資料2の「情報発信に関する全体イメージ」でも,新しい法律や裁判例の概要情報といった例を挙げておりますけれども,その具体的イメージを持っていただくために,事務局から参考資料を用意していただきました。事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

**参事官** それでは,これからの議論は,先ほど御説明のあった資料2の「情報発信に関する全体イメージ」を御覧いただくとともに,参考資料としてお配りしているものを御覧いただければと思います。

まず,参考資料1が,柏木座長からお話のあった「法案ないし法律案の概要情報」の一例です。これは,法務省の所管する人事訴訟法等の一部を改正する法律案に関連する資料で,既に成立した法律の例ですが役所が各所への御説明用に日本語で作成している概要資料として,このようなものが広く用いられております。

参考資料 2 は , むしろヴィジュアル的に分かりやすい形のものとして作成したもので , ポンチ絵と称されることもあります。分かりやすく , 広く法案内容を御理解いただくために使っている説明資料 (日本語)の一例です。

参考資料3は,官報に掲載される「法令のあらまし」の例です。法律が成立しますと, 官報に,所管省庁が「法令のあらまし」として,その概要的な内容を日本語で速やかに 掲載することになっておりまして,このようなサービス事務は,すでに政府レベルで行われているものです。

参考資料4は,先ほど日本語資料として御紹介した人事訴訟法の改正について,これは,国際的な人事紛争,例えば,異国籍間の離婚等を対象とした内容であったため,法務省として,日本語で公表しているものとは別に,英語により改正法の概要情報を公開したものです。法務省としても,このような取組を徐々に始めているという御紹介になります。

次に,これまでの議論でも御指摘のあった裁判例情報について,参考資料5と6を用意してございます。日本語のものとして,参考資料5は,最高裁判所ホームページで,主要な裁判例の裁判要旨につき,日本語では無料で公開サービスを提供されているものの一例です。

参考資料 6 は , 市販の六法全書の一例でありまして先ほどの杉本先生のお話にもあったとおり , 主要な条文について , 関係する過去の主な先例となる裁判例が要約されて日本語で掲載されているという , そういった日本語による既存の裁判例情報の提供サービスの例があります。説明は以上です。

**座長** はい,ありがとうございました。それでは,これらの点について,皆さん,御意見はございますでしょうか。

先ほどの杉本先生の御指摘がありましたように,どうも法令だけでは発信には不足なような気がしまして,必要な人は読んでくれるけど,OECD の人は読んでくれない。というようなことがありまして,やはり,もうちょっと分かりやすい情報を発信する必要があるのかなというようなことを感じています。

委員 法令以外に何をその翻訳発信すべきかという点ですけれども,ちょっと,もう度々言っているので申し訳ないですけれども,誰が見るかという点をもう一度よく考えていただいて,先ほどのDoing businessのスタディを例にとるとですね,その担当の人が世

界中の法令をですね,調べているわけでは決して多分ない。そんなことができるわけはないと思います。最終的に,非常に責任感のある人であれば,ある程度分かったところで,ベリフィケーションするという意味で,細部を詰める,一部詰めるということで見る場合はあるかもしれませんが,やはり基本的には,日本の法制についてよく分かっている人が調べたものを,多分まとめるっていうことになると思うんですね。ですから,そういうときでも,やっぱり,それを見ている,本来ならば見なきゃいけないのは,日本の法曹の方が日本の法令について,チェック項目について,例えばこういうのがある,ないというのを判断するのだとは思います。で,そのときに,分かりませんけれども,自分の上司は日本語ができない方であれば,彼に,日本ではこうなっていることを説明するときに,この条文の英訳があれば,すごく便利で正確にできると。多分こういうことじゃないかと思います。

これは, Doing business を例にとりましたけれど,現実的にはですね,何回も言っているように,海外の人が日本の法制を調べるときに,その人が日本の法文の原文をみるということはまずない。さらに,その訳語を見る可能性も極めて低いということだと思います。で,そのときには,日本の弁護士の方に直接,もしくは間接的に聞いて,その弁護士の方がその回答するときに,必要に応じて,日本の条文をですね,英語に訳して助言するということに非常に意味があるのだと思います。

ま、例えばですね、もし、フランスの方が日本に会社を作りたい。で、年に何回取締役会を最低開けばいいんだと、基本的にイシューがないので、最低限の取締役会の回数に抑えたいと、その取締役の方への手当とかですね、いろんなことを考えると、予算を組むときに何回で十分なのかと、もし社長が疑問に思って聞いたときに、聞かれた人は分かりましたと言って、日本のサイトを見てですね、会社法とか全部見て、「はい、何回です。」ということは多分できないと思いますし、それを信用する人は多分いない。となると、やっぱりそれは日本の弁護士に、「日本の取締役会って年に最低何回開けばいいんだ。」という質問をする。それに対して、弁護士が会社法等々を調べて、「年何回です。最低であれば。」ということを言って、そのときに、場合によっては、日本の会社法の根拠になる何条についてフランス語に訳す。フランス語に訳すのが大変なので、英文見せる。で、大体それでことが足りる、ということがやっぱり現実的なので、やっぱりこれを見る人は、あくまでも、専門家なおかつ日本の法曹関係者が多いということを念頭に置くべきではないかと思います。

その点で、法令の訳が非常に重要だというのはそのとおりですし、次に来るのは、やはり改正のとき、つまり変化点で、日本の法制が変わったということをですね、いろんなところに言っていくということは、また大事なので、先ほどで言うと、やっぱり改正の概要ですね。プレスリリース的なものでいいのだと思いますが、そういうもの。また、新たな重要な法令が変わったときの条文そのものですね。そういうものは極めて優先度が高くて、判例はですね、研究者の方には便利かもしれませんが、先ほどのコンテクストの中で判例を見るということはまずないと思います。直接ですね、海外の方々が。

ということなので,優先順位というのは,法令,次に改正の概要,もしくは新たに変わった法律の条文というところでないかと思います。以上です。

座長 はい , ありがとうございました。

委員 先ほどの杉本先生のプレゼンで,発信する重要性は,正にそのとおりだと思います。ご指摘の通り,多くの場合,日本の学者はあまり国際的な場で参加したり,活躍したりしていないということもあり,そして英語で論文を書いたりする学者は少ない,ということも痛感してきました。その観点から,英語での発表や論文を作成するのに,より使いやすいものがあれば,多少関係してくるだろうと思いますが,この関連でもう一点指摘しておきたいのは,学者としては,日本だけではなくアメリカにおいても,自分の国の制度の欠点や問題点について敏感で,批判したりすることは多いのですけれども,ここはすばらしい,あるいは,これをぜひ宣伝したいというスタイルの発表や論文は,それほど多くは行っていないかと思います。もちろん,より使いやすい資料があれば,英語での批判的な発表や論文の作成にも役立つだろうと思いますが,日本の学者が,国際的な場で,日本の制度の良さを宣伝したりするこのにはそれほどつながらないだろうと思いますが。

もう1つ,このプロジェクトの重要な対象,オーディエンスとして考えるべきなのは,学者だけではなく学生です。海外において日本法を勉強する学生ですと,日本語をまずマスターしないと,なかなか勉強できないということになりますと,学生はあまり集まりません。しかし,自分で法令が読めたり,しかも関連のある文献をある程度英語で自分で勉強したりすることが可能になれば,学生が自分で調べたり論文を書いたりするというのがよりしやすいようになり,日本法を勉強する学生も増えていくだろうと思います。そうなった場合,中には批判的なものも必ず出ますが,アメリカやその他の国の学者や学生が研究を行うとき,日本と同じように,自分の国の欠点や問題点に敏感ですので,比較の観点から日本の制度の良い点や学ぶべき側面を紹介するものも増えるだろうと思います。むしろ,例えばアメリカですと,アメリカの刑事制度は問題だらけで,その観点から日本の刑事制度を研究すれば,人質司法のような側面を批判するだけではなく,改善更生を重んじている制度であるなど,むしろ,日本にはこんなにいいところで,学ぶべきところもある,ということを海外で発表していくことにもつながるだろうと思います。

ですので,これまでは,大体ビジネス関連,オーディエンスはビジネスであるというような議論もありましたけれども,学生と学者も非常に重要であるとは,私は思っています。

もう1つ、KADOKAWA さんからのプレゼンで、確かに、これまでのユーザーは誰であるのか、また使っていない人は誰なのかということは、まさにフォローすべきです。しかも、このサイトにたどり着くのに、前のサイトで、どこかで紹介してもらって、このサイトにきたという情報は、今ならおそらくフォローできるだろうと思いますし、しかも、このサイトを見て、すぐ諦めた、もう役立たないというふうに、すぐに離れていくということであれば、そういう人たちは、何を調べようとしたのか、また、その後どのサイトにいったのか、おそらくグーグルサーチなどで、それに関するブログか、あるいは説明書にたどりつくかもしれませんけれど、そういった情報もとても重要であると思いますので、せめてそのくらいの情報を集めて検討して行くべきかと思います。不満があるときは、voice か exit か、文句を言うか、あるいは、とにかく早く出て行って、二度と行かないという両パターンがあります。Voice の場合、「使い勝手が悪い」や「この定義

がおかしい」などのように,直接不満を表すことは重要な資料となりますので,「これは足りない」,「役立たない」などのような不満を表明するための頁を設けるべきだと思います。

それと併せて, exit の場合, すぐ離れていったし, もう二度と戻ってこない人たちは, その後どのサイトに行っているのかというような情報も今後の計画を立てるのには, 重要な情報になるのではないかと思います。

**座長** ありがとうございました。私も日本の法律情報の発信の対象は広くとった方がい いのかなと考えていまして。今日の議題にはあまり出ないのですが,皆様のお手元に法 令用語日英対訳辞書というものがあります。これは , インフラとしては非常に有効なの です。日本の法律用語というのは,英語にならないものが多い。例えば,杉本先生の報 告で「非典型担保にかかる法的枠組」でも、「非典型担保」って英語にならない。「非典 型」って「non-conventional」でしょうか。大体「担保権」って英語にならない。「担保 権」って英語はない。しかし,この対訳辞書を見れば,それなりに近いような意味を持 つ英語の単語が出ている。「非典型担保」は出ていません。なぜかというと,これは法律 学問用語だからです。法令には出てこない学問用語は出ていません。これに法令学問用 語を付け加えて,さらに解説を付け加えますと,日本の法律事情の対外発信のためのと いうインフラとして非常に便利になります。それは大事な仕事ですが今のところ,誰も やっていません。しかし,少なくとも対訳辞書ができたおかげで,日本の学者が英語で 論文を書くときに大変役に立っている。以前は自分で論文を書くときは,いちいち訳語 を考えないといけなかった。今は英に訳語を対訳辞書で調べればよい。この対訳辞書を 作ったことによって,日本の法律文献の翻訳の質がこの10年間,格段に上がってきて います。法令の翻訳自体,それから,法令の用語の辞典の編さんが,つまり日本の法文 化の発信の基本的インフラとして非常に役に立っています。インフラの利用者は誰であ っても構わないのでして,その辺も御留意いただけるとありがたいんじゃないかと思い ます。

時間が押し迫ってまいりましたので,次の論点もですけれども,これも事務局の方から解説をいただきます。

**参事官** 2 点目の論点は,情報発信のあり方,工夫という論点になろうかと思います。 その関係では,お手元の参考資料として,法務省が展開している JLT のホームページに おけるサービス内容の概要を示したものを配付しています。現状を見直して,どういっ た改善点,工夫点があり得るか等について,幅広く御議論いただければと思います。

座長 参考資料の2ですけれども、いかがでしょうか。JLTのサービス概要がここに載っています。もう、あと時間は10分くらいしかないので、この論点のみならず、前の論点でも結構です。杉本先生、KADOKAWA 様の報告に関してのものでも結構でございますので、自由に御意見をいただくとともに、最後の日本法の、これは最初の杉本先生の報告から議論していますけれども、「その他、日本法の認知度・信頼性・透明性を高めていくために必要な取組」についても御意見がある方は、ぜひ御意見いただければと。

**委員** 日本の法律に関しての理解として,低いと思いますね。誤解がとても多いと思いますので,そういうふうに考えると,やっぱり日本をビジネスの場所としてやろうと思ったら,日本の法律,どのくらいすばらしいのがあるのかと,積極的にちゃんと説明し

た方がいいのではないかと思いますね。法律だけではなく,ビジネスの結果として,日本でどのくらいビジネスをやりやすいかということに関して,戦略が必要だと思いますね。直接に外資系の会社にも説明をした方がいいし,海外でどんどん説明した方がいいことなので,杉本先生が指摘されたように,確かに日本の法律の学者がどんどん外に出た方がいいのではないかと思いますね。

やっぱり誰かの結果というと、実務家の会社ということもありますし、今度は日本の 法律の専門になりたいと思っている人がもちろんいると思いますね。学生のことですね。 なるべく、日本語をまずマスターしないとできないというようなことにしないように、 根本の英語の辞書を含めて必要ということなので、そういうところに、非常に力を入れ るのは大事なのではないかと思いますね。

座長 はい , ありがとうございました。

**委員** ありがとうございます。意見交換に取り上げる項目3つ書いていただいているので、ささっとお話ししたいと思いますが、情報としては、やはり、私は、判例は必要だと考えています。と言いますのも、私、銀行の役員やっていますけれども、結構、金融商品を新しく作りたいと思うときに、日本の金融の法律ではいいかどうか分からなくてですね、結局判例触らないと、この商品作れるかどうかっていうのが分からないというのが現状で、そういう意味では、外資の方が詳しいですけれど、やはり判例を見ないと、商品、社内ロイヤー、弁護士みんな持っているんですけれど、判例が英語になっていないと、結局、まず、社内で検討するときに、もちろん、日本の弁護士に最後は相談するんですけれど、社内でまずちょっと考えるときに、やっぱり英語で判例が出てるってのがとても重要なので、判例はぜひ入れていただきたいなと思います。

2番目の翻訳情報の利用者にとってというところで、KADOKAWA さんのお話にもあったんですけど、やはり、法務省の方ではできるだけ数多くの法律、判例そういったものを英語化して、そろえていくっていうのをまず頑張ってやっていって、それを利用者の人たちが、KADOKAWA さんの話にあったように、自由に使うというのは変ですけれど、それをベースにいろんな議論ができたり、ここが課題だということが言えるようなことができる状況を作ると、インターネットっていうのは、もともと学者さんの世界、アカデミアの世界で広がったんですけれども、要するにアカデミアの方々って、議論をなさる方々であるので、他の委員がおっしゃるように、弁護士の先生は秘密かもしれませんが、アカデミアの先生は多分議論されると思うので、コミュニティを外部に作れるようにしておくとか、今日、事務局でも御用意してくださいましたけれど、この可視化法学っていうのが、これ勝手に民間で作られているんですけれども、こういったものが民間が正しく作れるように、正しい法律情報を出していくってことに、まず特化していくことがいいのではないかと思います。

また使いやすさという意味では、最低限、検索のしやすさもあるんですけれど、チャットボットくらいつけてもいいのかなと思います。チャットボットをつけることによって、先ほど KADOKAWA さんから御指摘があったような使い方に関しても、チャットボットで質問すれば、すぐに答えが返ってくる。また、色んな疑問に対して、そこで「すみません。まだ答えられません。」という答えが返ってきたとしても、どういう課題が今あるのか集計しやすいし、学習もしていってくれると思うので、そのくらいはつけておいた

らいいのではないかなと思います。

この英語の辞書もすばらしいんですけれど、ネットで見ると PDF なんですよね。こういうのも、もっとアプリ的になっているとかが必要だけれども、じゃ、そういうもの作ると、お金がかかりますけれど、どうしましょうということを考えたときに、やっぱりそれを使う人がコストを負担してくれるような形も考えていかなきゃいけないので、やはり、先ほど、杉本先生の最後にも書いてありましたけれど、やはり法律の翻訳士みたいな資格を作って、そういうものを外に出していって、そういう人たちをこういうものでも、有料ででも使っていくようなことも同時に考えていく必要があり、最終的には、やっぱり、国内からインナーをどれだけ育て出すかということで、そういったバックアップを法務省で考えていく必要があるのかなというのが。以上です。

座長 はい , ありがとうございました。

委員 情報発信のタイミングについて。情報とは,長期固定イメージと短期流動イメージ等をいるいろ組み合わせて発信していくのですが,例えば,時間がないので結論だけ言いますと,例えばゴーンさんの事件のような絶好のチャンスが起こっているときに,日本の法律では,何がどこに抵触していて,例えば勾留の是非にしても何にしても,どういう考え方のもとで行われているのかということをきちんと法的な観点から説明するという努力ですね。これ,世界が注目しているんですから。ある意味,我が国の法体系について理解していただく誠に良い機会です。ところが,その手の情報があまり出ていません。正直言ってよく分かっていないのに,ネット等で批判や様々な意見が勝手に出されている。チャンスをとらえた情報発信というのは,第1回目の委員会で他の委員がおっしゃったようにですね,広報の部分に属してしまうことも多いかと思うんですけれども,でも,その部分の大切さというのが大変大きいと思います。

さらに、どういう手段で出すかというと、今やマスメディアのみならずネットなどの力の大きさを考えれば、先ほどの KADOKAWA さんのお話のようにですね、引いたら出てくるかどうかと。話題のテーマがあったときに、「どうなっているの?」というのが簡単に分かる形で出てくるかどうかというのが非常に大きなところだと思います。それは、先ほど参考資料でつけていただいた裁判所から出している広告であるとか、官報であるとか、あれはですね、日本人が読んでも、もう一回翻訳が必要というようなところがありますから。ニコニコで出てきても分かるくらいの、しかも、正しい情報か、法的根拠があるか、といった評価や解説ができるような体制が大切なのではないかと。その情報も本当にタイミングが大切です。今出すから意味があるが、3日後に出したら何の役にも立たないというようなことがありますので、それが対応できるような体制をどう作るかと、それがとても大事なのではないかと思います。

座長 ありがとうございました。

**委員** 優先順位で,判例はですね,もちろんあればいいにこしたことはないですけれど,優先順位が低いということで先ほど申し上げました。やっぱり,具体的に判例を見るという場合は,多分,判例はあるコンテクストの中での判断ですから,膨大なものを訳すということになるので,それはあまりにも大変なので,それよりもっとやることがあるだろう。

それは、例えば、今、委員がおっしゃったようなことで言えば、最新の刑法ですね、

司法取引などが条文でアップされているのかとか,その改正の趣旨っていうものが,概要でもいいのですけれども,日本の司法取引っていうのがこういうものになりましたというのがアップされているのか。それは極めてタイムリーなことでなされなければならない。ですから,そちらの方にやはり限られたソースを使うべきであって,判例まで,もちろん最後には判例までいいのかもしれませんが,当面,もう少しやることがあるだろうということで申し上げました。

また,判例までいくのであれば,膨大なですね,例えば金融であれば,法令に限らず,規則,あとガイドライン等々膨大なものも訳さなければ,独力では到達しませんので,多分,そういうものはやっぱり専門家は全部やっているので,元に戻りますけれども,優先順位は,やはり低くなるんじゃないかと思います。以上です。

座長 ありがとうございました。

委員 どなたもおっしゃらないので,前回と同じように申し上げますけれども,私は日本に今住んでいる外国人を重視していただきたいと思っています。日本法を最も身近に感じるのは,実は日本に住んでいる外国人である。彼らが,参加できるようなフォーラムを KADOKAWA さんがおっしゃったように,作れて,彼らが情報を加工して,それを再発信する。もしくは,共同で発信することによって,ネットワークが増えていくというのが,本来あるべき広報というか,情報発信だろうと思いますので,私はやはり外国の,もちろん,今までみなさんがおっしゃったことは間違っていないのですが,それに加えて,日本法について,日本に住んでいる外国人に対するサービスを重視していただきたいと思います。

**座長** 一点お伺いしたいんですが,日本にいる外国人も対象として考えるとしますと, 英語でいいですか。ポルトガル語とかスペイン語では。

**委員** もちろんです。最近,テレビでも宣伝していますけど,ポータブルの翻訳機の精度がいいんですよ。驚くなかれ。ですから,とりあえず,英語をちゃんと,英語が全部しっかりしているとは私は思いませんけども,しっかりした英語を発信できれば,相当程度目的を達せると私は思っています。

座長 そうですか。はい。

委員 今,委員がおっしゃったことももっともで,日本に住んでおられる外国の方が,ある制度が導入されたというときに,情報にアクセスできる,少なくとも英語でできるというのは極めて重要だと思います。そのときもくどくなりますけれども,例えば,幼児教育無償化というのが今ニュースになっていますが,多分これ法令化される。これは,子ども子育て支援法とかいう,ちょっと正式名称を忘れましたけれど,多分その法律の改正。その改正案の英語版を見てですね,日本に住んでいる外国の人が自分の子供についてちゃんと無償になるのかどうか確認しようなんて思う人はまずいません。で,実際これを見ても,日本の人が見ても,なかなかそこまで到達しない。これはやっぱり,概要なり各自治体なりが出すものの英語版があれば,それにアクセスするということなので,そういう点でも,先ほど言った概要なり,新しい法令改正があったときのタイムリーな内容についてですね,非常に分かりやすいものの英語版があれば,非常にいいと思います。

委員 ありがとうございました。

**委員** 優先順位について一言だけですけれど,参考資料を見ていると,まさにこのように概要,参考資料のような概要は英語で発信するのは,大事だと思います。また,判例についても,参考資料にありますように,全てを,判例全部を翻訳するのは大変な作業になりますけれども,とにかくこのように非常に重要な判例の概略みたいなのものがあると大変助かると思います。

**委員** はい,ありがとうございました。時間が来てしまいましたので,最後に法令翻訳 推進会議の座長の阿部先生から一言。

**推進会議座長** 本日はどうもありがとうございました。大変貴重な意見を伺うことができて、今後の参考になりました。

海外からの日本法令の評価につきましては,これがどのようなプロセスを経ているのか見えにくい部分はありますが,公的機関の1つの評価として存在することは確かでありますので,これを真摯に受け止めて,今後は評価の改善につながるような取組みにつとめて参りたいと思います。

また,ユーザーフレンドリーなシステムの構築というものは,大変重要な要素であると思いますので,日本法令外国語訳推進会議としても,一層ユーザーの目線で,改善を重ねて参りたいと思います。

それから,今日の会議の中では,今後,日本法令の対外発信に活用できる可能性のある様々な資料が提示されました。例えば判例要旨,改正法の要旨などですが,これらを 推進会議として活用すべく検討を進めて参りたいと思います。

本日も貴重な示唆を得ることができました。推進会議は,限られたリソースという制 約はありますが,プライオリティを勘案して今後も課題に取り組んで参りたいと存じま す。

**委員** ありがとうございました。次回で最終回となりますが,いただいたアイデアをうまくまとめられるよう,座長の私からも最終的な取りまとめに向けた項目的なものを用意させていただきます。最後に事務局から次回の予定について。

参事官 本日はありがとうございました。次回は、最終回となる予定でございますが、第3回会議を、3月13日水曜日の午後3時から午後5時までの予定で、場所は、今日と同じ法務省20階で開催いたします。

**委員** はい,ありがとうございました。それでは,本日はこれをもって閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上